

羽津山町集会所の使用及び管理に関する規定

(趣旨)

第1条 羽津山町集会所（以下集会所という）の使用及び管理について、次の通り必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 集会所を使用出来る者は、羽津山町内に居住する住民とする。
ただし自治会長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用を妨げないものとする。

(使用時間)

第3条 集会所の使用時間は「午前9時から午後9時」までとする。
ただし特にこの時間以外に使用する者は、自治会長の許可を受けなければならない。

(使用の許可申請)

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ自治会長に申請し許可を受けなければならない。
尚、自治会長は前項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第5条 自治会長は次の各号の一に該当すると認めたときは、集会所の使用を許可しない。

- イ. 公安、風俗、その他公益を害する恐れがあるとき。
- ロ. 集会所の施設及び付属設備を損傷する恐れがあるとき。
- ハ. 集会所管理上、支障があるとき。
- ニ. その他、自治会長が適当でないと認めたとき。

(使用料金)

第6条 集会所の使用について許可を受けた者（以下使用者という）は自治会長の指示する使用料を納付しなければならない。

(既納使用料金)

第7条 既納の使用料金は還付しない。ただし、自治会長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可条件)

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に集会所を使用してはならない。

(使用許可の取り消し)

第9条 自治会長は次の各号の一に該当するときは、集会所の使用許可の条件を変更、停止、又は取り消すことができる。

- イ. この規則の規定に違反したとき。
- ロ. 使用許可の条件に違反したとき。
- ハ. 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- ニ. 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(使用者の厳守事項)

第10条 集会所を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- イ. 使用を許可されていない施設（部屋）を使用したり立ち入らないこと。
- ロ. 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- ハ. 許可を受けずに物品の展示、販売、又は金品の寄付募集等の行為をしない。
- ニ. 許可を受けずに張り紙をし、又は釘類を打ち建物その他の物品を棄損しない。
- ホ. 騒音を発したり、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ヘ. その他、自治会長の指示に従うこと。

(損害の弁償)

第11条 使用者は集会所の施設及び付属品等を損傷又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害の賠償をしなければならない。
ただし自治会長が特別の理由があると認めるときはその全部、一部を免除することもできる。

(補 則)

第12条 この規定に定めるほか必要な事項は別に定めることができる。

(付 則)

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。